

資料273-2



「ゆうちょ銀行の子会社保有に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

郵政民営化委員会ご説明資料

2024年3月26日



一般社団法人

全国銀行協会

「ゆうちょ銀行の子会社保有に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

ゆうちょ銀行の新規業務に関する銀行界の意見

ヒアリング (2023年10月)	公正な競争条件の確保 全株式処分への道筋が具体的に示され、 その確実な実行が担保されることが最低限必要	民営化委員会および関係当局の役割 モニタリング等が継続的に行われ、 必要に応じて是正措置等がとられることが必要
日本郵政 ゆうちょ銀行	(全株式処分への道筋は具体的に示されていない)	ゆうちょ銀行による認可申請では、「「ゆうちょ銀行の目指す姿」は、(略) 地域金融機関等の皆さまと「共創プラットフォーム」として連携 」するとされている
その後の動き ↓ 郵政民営化 委員会 (3年検証)	(全株式処分へのロードマップが示されていない ことに関する言及がない)	地域金融機関や投資会社、ファンド等との連携強化 とエクイティ性資金の提供等を通じて、地域社会や経済の活性化と発展に資する資金供給に取り組んでいくことを期待する その際、投資に際しての適切なリスク管理、人材の育成や確保など、 必要な体制づくりを進めた上で 、着実に実績を積み重ねることを期待する
今回の意見	ゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは 完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要 であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、その可否を判断する必要がある。	事業承継・事業再生やベンチャー、ESGといった分野は、長年にわたり中小企業金融に取り組む民間金融機関にとっても、いまだ試行錯誤を重ねる必要がある難易度の高い領域。ゆうちょ銀行が、こうした領域におけるGP業務に本格参入するには、 ファンド運営にかかる知見の向上や必要な管理体制の構築が必要 であり、その十分性について慎重に判断されるべき。 同時に、民間金融機関との適正な 競争環境の確保に配慮されているかを検証するためのモニタリング 、およびその結果に応じて、必要があれば当該業務に係る体制の見直し等について、是正措置が検討されるべき。

<参考：前回ヒアリング（2023年10月）>

郵政民営化の基本理念

郵政民営化法 第一章 総則 第二条 基本理念

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、**地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮**しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と**同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保**するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保

- ①株式の売却 ②新規業務への参入 ③貯金限度額 ④連携・協働

地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮

日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の売却

郵政民営化法 第二章 基本方針 第七条 新会社の株式

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、**その全部を処分することを目指し**、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、**できる限り早期に、処分するものとする。**

郵政民営化法 附帯決議（参議院2012年4月26日）

二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、**できる限り早期に、処分するものとするの規定に基づき**、日本郵政株式会社がその処分に向けた**具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。**

全株式処分にむけた道筋は依然として示されていない

日本郵政 | JPビジョン2025

金融2社株式の早期処分による経営の自由度向上

ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社株式については、JPビジョン2025期間中のできる限り早期に**保有割合50%以下**とすることを目指します。

それにより、両社の新規業務に関する**上乗せ規制が緩和され、事前届出制に移行する等、民営化のプロセスは着実に進展します**。

郵政民営化委員会 | 郵政民営化に関するQ & A

Q4：郵政民営化って、いつ完了するの？

郵政民営化の移行期間中、金融2社は、郵政民営化法による上乗せ規制の適用を受けますが、次のいずれかの要件を満たした日に上乗せ規制の適用がなくなります。

- 日本郵政株式会社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の株式の全部を処分
- 日本郵政株式会社が保有する株式会社ゆうちょ銀行の株式の**2分の1以上を処分**した上で、株式会社ゆうちょ銀行と民間事業者との間の適正な競争関係や利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと内閣総理大臣と総務大臣が決定

上乗せ規制の適用がなくなった日以降で、最初に訪れる3月31日までが移行期間となっています。移行期間が終了すると**上乗せ規制の適用がなくなり、郵政民営化が完了することになります。**

ゆうちょ銀行の貯金預入限度額

ビジネスモデルの十分な検証・評価の結果は示されておらず、
限度額の検討を行う環境は整っていない

地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に
配慮し検討がされるべきである

限度額規制

2016/4 1,000万円 → 1,300万円へ変更
2019/4 通常・定期性貯金 各々1,300万円に設定

郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する
郵政民営化委員会の意見（2018年12月26日）

日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。

- ① 貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。
- ② 将来の見直しについては、

□ **グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、**

□ 日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却すること

を条件に、通常貯金の限度額について検討すること。

金融システムに与える影響

各銀行の適切なALM管理態勢の構築の取組により
現在は金融システムは安定している

<国内銀行・個人預金>

2019/3 : 470兆円



2023/3 : 554兆円
(1.18倍*)

<ゆうちょ銀行・預金>

2019/3 : 181兆円



2023/3 : 195兆円
(1.08倍)

米地銀の破綻事例

デジタル時代の新たなリスクが顕在化

SNSによる
不確実な情報拡散

デジタルチャネルによる
一斉資金移動

意図せざる預金シフト
の懸念が増大

*地域毎の伸び率を比較すると、民間銀行がゆうちょ銀行の伸びを下回る地域も存在
(出所) データ：日銀統計

ゆうちょ銀行による新規業務への参入

新規業務参入は、新規業務規制が認可制・届出制であるかを問わず

- 参入時：公正な競争条件の確保（全株式処分への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要）
- 参入後：民営化委員会および関係当局によるモニタリング等が継続的に行われ、必要に応じて是正措置等がとられることが必要

新規業務参入の経緯

認可	2007/12	シンジケート・ローン（参加型）、SPCへの貸付 公共債、信託受益権の売買、株式の売買等 貸出債権の取得又は譲渡等 金利スワップ取引、金利先物取引等 リバースレポ取引
	2008/4	クレジットカード業務 変額個人年金保険等の生命保険募集業務 住宅ローン等の媒介業務
	2017/6	口座貸越による貸付業務等
	2021/4	フラット35の直接取扱業務等
	2022/3	投資一任契約の締結の媒介業務

新規業務に関する郵政民営化委員会意見(2022/2/14)

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、ゆうちょ銀行による投資一任契約の締結の媒介業務について、その開始後においても、ゆうちょ銀行の**業務遂行能力・業務運営態勢の実効性が的確に確保され、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。**

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組について、投資一任契約の締結の媒介業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

届出 2025?

（保有割合50%以下で届出制へ移行）



公正な競争条件の確保・業務運営態勢の実効性モニタリングの継続

ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協働

地域経済の活性化やお客さまの利便性向上のため連携・協働を推進し、関係を深化。両者の連携・協働は前進を続けている
(2011年10月、特例会員として全銀協に入会)

ネット ワーク	ATM相互接続	ゆうちょ銀行と約1,250の民間金融機関がATM提携済
	全銀システム接続	2009/01 ゆうちょ銀行は全銀システムに接続。民間金融機関との間で振込が可能に
資産 運用	資産運用サービス	2005/10 ゆうちょ銀行(*)は民間運用会社の投資信託取扱開始、2022年度販売実績は約2,300億円 <small>*取り扱い開始当初は日本郵政公社</small>
	投信運用会社	2016/02 ゆうちょ銀行と民間金融機関で共同設立した投信運用会社の投資信託商品の取扱い開始
貸出	シンジケート・ローン	2007/12 ゆうちょ銀行は民間金融機関のシローン参加型の業務認可、2022年度残高は約5.6兆円に
	住宅ローン	2019/10 ゆうちょ銀行は民間金融機関の住宅ローンの媒介を開始
出資	地域活性化	2016/04以降、ゆうちょ銀行は地域金融機関と累計133のファンド出資で連携、2022/11にはΣビジネスを開始
受託	事務共同化	2021/09 ゆうちょ銀行は民間金融機関と税公金事務共同化を開始、2022年度で5金融機関に拡大

足元のテーマ

決済ネットワークの進化

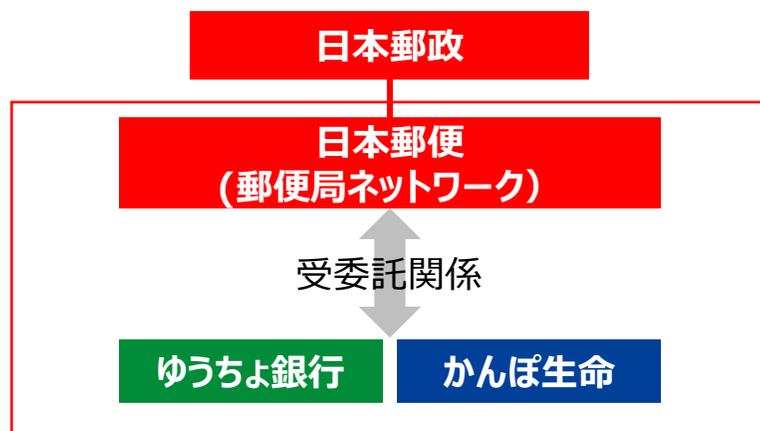
金融犯罪の抑止・防止

ゆうちょ銀行への期待

ゆうちょ銀行が、強みを活かした透明性の高いビジネスモデルを構築し、民間金融機関との相互補完関係を一層強化すること
公正な競争条件が確保された下で、民間金融機関とともに、金融サービス向上にともに努めていくこと

日本郵政 | JPビジョン2025 | グループの将来像

金融2社株式の完全処分後も
グループ全体のビジネスモデルは不変



日本郵政グループ各社が、各々持続的なビジネスモデルを構築し、相互に独立している、もしくは透明性の高いグループ内取引関係にもとづくビジネス環境であることが重要である

ゆうちょ銀行の強みを活かしたビジネスモデル

ゆうちょ銀行により期待する業務領域

邦銀随一の
顧客基盤・運用規模

インパクト投資や
社会的課題解決に向けた
リスクテイク

日本国内に不可欠な
社会的インフラ

人口減少を踏まえた
ユニバーサルサービスの
維持への貢献

民間金融機関の業務領域

独自の「有形・無形」の資産を活かし、特に既存の民間金融機関のみでは十分に行き届かない領域でのビジネスモデルを構築することを期待している

(ご参考) 大手行との比較

	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	ゆうちょ銀行
預貯金	161兆円	211兆円	172兆円	194兆円
従業員	24,652人	32,786人	27,839人	11,742人
国内本支店	461	421	455	235 23,642 (含む郵便局)

※預貯金：各行とも個人以外の預金（法人からの預金など）を含む

※従業員：ゆうちょ銀行以外は、海外の現地採用者を含む

※国内本支店：出張所等の取り扱いなど、各行定義は異なる

(出所) 各社WEBサイト、統合報告書より全銀協作成 | 2023/3末時点

